

4 陳情第 26 号

4 陳情 第 26 号	刑法の改正を求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年8月8日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	山梨県中央市————— —————

(要 旨)

刑法第七十五条の削除を求める意見書を提出すること。

(理 由)

現在我が国では、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十五条の規定により、わいせつ物（画像、漫画、動画等）の頒布が禁止されている。わいせつ物とされる表現物は時代ごとに無根拠に変化し、今の警察や裁判所では、性器が明らかに確認できる無修正やそれに近い表現物をわいせつ物とする運用がなされている。刑法第七十五条は百年以上前に制定された科学的根拠のないものである。わいせつ物の頒布、特に無修正の性器の表現物の頒布が国民の人権に不利益になることを示すデータは百年前から現在まで報告されていない。明らかに刑法第七十五条は、憲法で保障されている表現の自由を無根拠に制限するものである。刑法第七十五条に違反すると判断されたクリエイターは身体を拘束され、無意味に重い刑罰を科される。

今まで男女問わず多くのクリエイターが、身体や表現の自由を公権力に奪われた。現在もこの刑法第七十五条によって、我が国の多くのクリエイターが、自身が本当に表現したいものを表現できない状態にある。刑罰を恐れ、表現したいものを必要以上に修正する萎縮効果も生まれている。長きにわたりクリエイターが無意味に抑圧されている状況を解決すべく、全国で刑法第七十五条の廃止を求める声が高まっている。刑法第七十五条は、表現の自由を保障した憲法第二十一条に違反する。刑法第七十五条を廃止すれば、クリエイターはより自由な表現を安心して行うことができるようになる。

よって、刑法第七十五条の削除を求める地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を、提出することを求める。